

船橋市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画
(第8次高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画)

いきいき安心プラン (素案)

<概要版>

平成29年12月
船 橋 市

目 次

第1部 計画の策定にあたって

1	計画の法的位置づけ	1
2	計画期間	1
3	計画策定に係る基本的な考え方	2
4	高齢者を取り巻く現状と課題	2
	(1) 人口構造	2
	(2) 世帯構成	4
	(3) ひとり暮らし高齢者	5

第2部 ビジョンの実現に向けた施策の展開

1	船橋市高齢者保健福祉・介護ビジョン	6
2	船橋市の目指す地域包括ケアシステム	7
3	施策の体系	10

第3部 介護保険事業の現状と見込み

1	被保険者の現状と見込み	11
	(1) 被保険者数	11
	(2) 要支援・要介護認定者数	12
2	第7期介護保険事業計画の施設等整備方針	14
	(1) 日常生活圏域	14
	(2) 地域包括支援センターの整備方針	15
	(3) 施設等基盤整備に関する基本的考え方	17
3	介護保険財政と介護保険料	20
	(1) 総給付費見込額	20
	(2) 第1号被保険者の負担割合	20
	(3) 保険料基準額（月額）	21

第1部 計画の策定にあたって

1 計画の法的位置づけ

高齢者保健福祉計画は、「老人福祉法（第20条の8第1項）」に基づく市町村老人福祉計画として、また、介護保険事業計画は「介護保険法（第117条第1項）」に基づく市町村介護保険事業計画として策定する計画です。

高齢者保健福祉計画と介護保険事業計画は、高齢者に対する保健福祉・介護等の施策を総合的に推進するため一体のものとして策定します。

2 計画期間

高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画は3年を1期として策定します。

「第8次高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画」は平成30年度から平成32年度を対象とします。

第8次高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画

第1部 計画の策定にあたって

- 計画の趣旨と概要(第1章)
- 高齢者を取り巻く現状と課題(第2章)
- 本市の高齢者施策の状況および将来フレーム(第3章)

第2部 ビジョンの実現に向けた施策の展開

- ビジョンと基本方針(第1章)
- 基本方針別の事業(第2章)

第3部 介護保険事業の現状と見込み

- 被保険者の現状と見込み(第1章)
- 第7期介護保険事業計画の施設等整備方針(第2章)
- サービス量推計(第3章)

3 計画策定に係る基本的な考え方

本計画は、「船橋市総合計画 後期基本計画」の個別計画として位置づけられるもので、保健・医療・福祉・住まいなどの関連計画との整合性を保ちながら、介護保険サービスとそれ以外のサービスを組み合わせ、健康づくりや介護予防、生きがいづくりなど、高齢者に関する各施策の総合的な推進を図るよう策定します。

団塊の世代が75歳以上となる2025年を見据えて「住まい」「予防」「生活支援」「介護」「医療」が切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」の実現を目指し、これらの5項目を基本方針として、“地域包括ケアシステムの構築 健やかで、安心して暮らし続けられる 船橋を目指して”を船橋市高齢者保健福祉・介護ビジョンとして設定し、幅広い分野において高齢者施策の推進を図ります。

4 高齢者を取り巻く現状と課題

(1) 人口構造

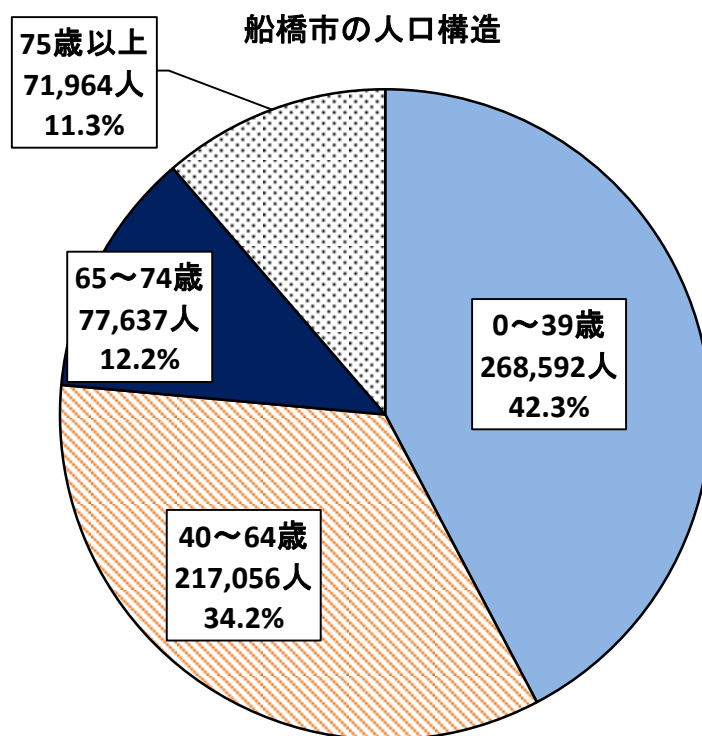
本市の人口構造についてみると、平成29年10月1日時点の総人口635,249人のうち、65歳以上の高齢者人口が149,601人で高齢化率23.5%となっています。

人口(人)	男性	女性	総数	構成比
総数	318,422	316,827	635,249	100.0%
0～39歳	139,223	129,369	268,592	42.3%
40～64歳	112,397	104,659	217,056	34.2%
高齢者人口(65歳以上)	66,802	82,799	149,601	23.5%
65～74歳	36,246	41,391	77,637	12.2%
65～69歳	19,442	21,508	40,950	6.4%
70～74歳	16,804	19,883	36,687	5.8%
75歳以上	30,556	41,408	71,964	11.3%
75～79歳	14,645	17,584	32,229	5.1%
80～84歳	9,991	12,455	22,446	3.5%
85～89歳	4,360	7,097	11,457	1.8%
90歳以上	1,560	4,272	5,832	0.9%

※平成29年10月1日時点住民基本台帳人口(外国人含む)による

※端数処理のため各項の和と合計値が合わない場合あり

市の総人口のうち、65～74 歳の高齢者が 77,637 人（12.2%）、75 歳以上の高齢者が 71,964 人（11.3%）となっています。



[総人口と高齢者人口の推移]

本市の総人口と高齢者人口の推移をみると、昭和 60 年には総人口 506,966 人、高齢者人口 30,329 人であったのが、30 年後の平成 27 年にはそれぞれ 622,890 人、142,446 人へと増加しています。

人口(人)	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
総人口	506,966	533,270	540,817	550,074	569,835	609,040	622,890
40～64歳	154,808	186,590	195,095	192,299	192,258	202,481	209,031
高齢者人口	30,329	38,717	50,554	69,290	93,543	119,533	142,446
65～74歳	20,000	24,040	32,317	45,476	60,192	72,913	79,383
75歳以上	10,329	14,677	18,237	23,814	33,351	46,620	63,063
総人口に対する比率(%)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
40～64歳	30.5%	35.0%	36.1%	35.0%	33.7%	33.2%	33.6%
高齢者人口	6.0%	7.3%	9.3%	12.6%	16.4%	19.6%	22.9%
65～74歳	3.9%	4.5%	6.0%	8.3%	10.6%	12.0%	12.7%
75歳以上	2.0%	2.8%	3.4%	4.3%	5.9%	7.7%	10.1%

※国勢調査結果（各年 10 月 1 日時点）による

※端数処理のため各項の和と合計値が合わない場合あり

(2) 世帯構成

本市の高齢者がいる総世帯数は、総人口及び高齢者人口の増加に伴い、平成 24 年の 89,298 世帯から平成 29 年には 104,233 世帯へと増加しました。

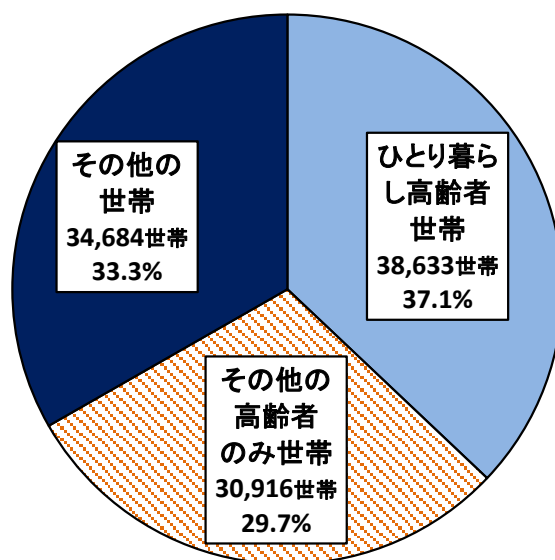
高齢者のみの世帯は、同期間に 54,347 世帯（対高齢者のいる総世帯比率 60.9%）から 69,549 世帯（同 66.7%）へと増加しました。

世帯数(世帯)	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
高齢者のいる総世帯数	89,298	93,111	96,765	99,771	102,227	104,233
高齢者のみの世帯	54,347	57,737	61,278	64,418	67,193	69,549
ひとり暮らし高齢者世帯	29,143	31,208	33,268	35,212	37,066	38,633
その他の高齢者のみ世帯	25,204	26,529	28,010	29,206	30,127	30,916
その他の世帯	34,951	35,374	35,487	35,353	35,034	34,684
高齢者のいる総世帯数に対する比率(%)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
高齢者のみの世帯	60.9%	62.0%	63.3%	64.6%	65.7%	66.7%
ひとり暮らし高齢者世帯	32.6%	33.5%	34.4%	35.3%	36.3%	37.1%
その他の高齢者のみ世帯	28.2%	28.5%	28.9%	29.3%	29.5%	29.7%
その他の世帯	39.1%	38.0%	36.7%	35.4%	34.3%	33.3%

※住民基本台帳（各年 10 月 1 日時点）による(外国人含む)

※端数処理のため各項の和と合計値が合わない場合あり

船橋市の高齢者がいる世帯の構成



※平成 29 年 10 月 1 日時点

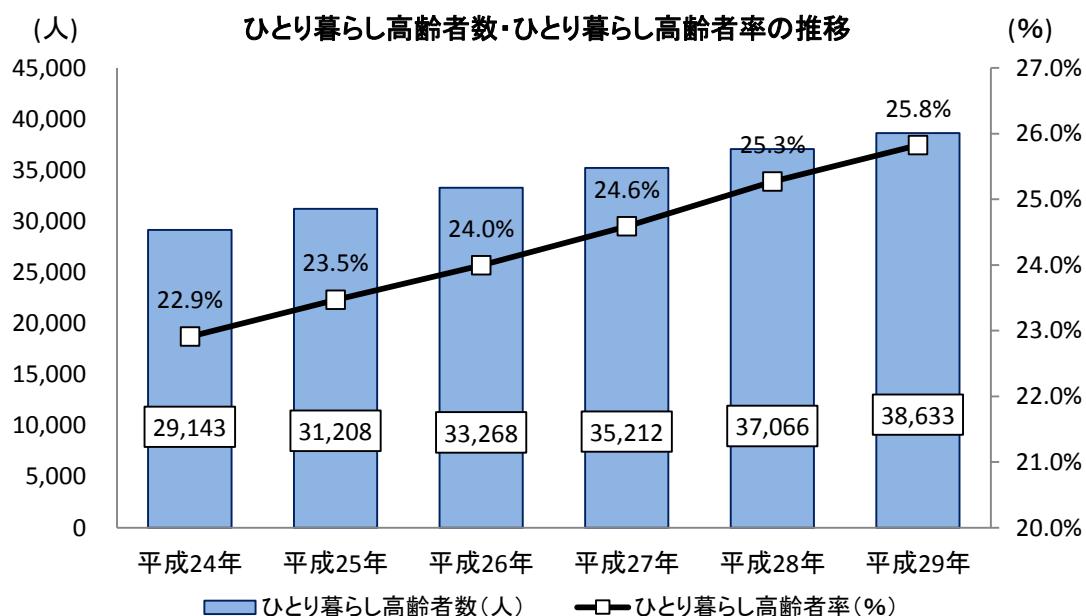
(3) ひとり暮らし高齢者

ひとり暮らし高齢者についてみると、平成 24 年の 29,143 人から平成 29 年には 38,633 人へと約 1.33 倍に増加しており、同年における高齢者人口の伸び(約 1.18 倍)よりも大きな伸び率となっています。また、高齢者人口に占めるひとり暮らし高齢者の割合(ひとり暮らし高齢者率)は同期間に 22.9%から 25.8%にまで増加しています。

[ひとり暮らし高齢者の推移]

	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
高齢者人口(人)	127,209	132,964	138,643	143,197	146,682	149,601
ひとり暮らし高齢者数(人)	29,143	31,208	33,268	35,212	37,066	38,633
ひとり暮らし高齢者率(%)	22.9%	23.5%	24.0%	24.6%	25.3%	25.8%

※住民基本台帳(各年 10 月 1 日時点)による(外国人含む)



第2部 ビジョンの実現に向けた施策の展開

1 船橋市高齢者保健福祉・介護ビジョン

超高齢社会の到来とともに、医療・介護を必要とする高齢者が大幅に増加し、世帯構成ではひとり暮らし高齢者や、高齢者のみ世帯も急増しています。今後、特に団塊の世代（昭和 22 年～24 年生まれを中心とした世代）が 75 歳以上になる平成 37 年以降、その流れはさらに強まっていくと考えられます。

平成 28 年に実施した高齢者生活実態調査結果では、本市の高齢者の多くが、医療や介護が必要な状態になっても、適切なサービスを利用することによって尊厳を保ちながら、可能な限り住み慣れた地域で自立した生活を継続したいと考えており、このような高齢者の方のご希望を叶えるには、住み慣れた地域において「住まい」「予防」「生活支援」「介護」「医療」が切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」の構築を着実に進めていくことが必要となります。

本市では平成 24 年度より、「すべての高齢者が、自分らしく、それぞれの生きがいを持ち、住み慣れた地域でいつまでも健やかに安心して暮らし続けられる『生き生きとしたふれあい都市・ふなばし』の実現」を目指し、「地域包括ケアシステムの構築 健やかで、安心して暮らし続けられる船橋を目指して」を高齢者保健福祉・介護ビジョンとし、団塊の世代が 75 歳以上となる平成 37 年度までに、地域包括ケアシステムを構築すべく、各施策を推進してきました。

第 8 次高齢者保健福祉計画・第 7 期介護保険事業計画においても、ビジョンを達成し、かつ、継続させるため 5 つの基本方針により、地域包括ケアシステムの構築の実現を目指し、より充実した高齢者施策の推進を図ります。

【船橋市高齢者保健福祉・介護ビジョン】

すべての高齢者が、自分らしく
それぞれの生きがいを持ち、
住み慣れた地域でいつまでも健やかに安心して暮らし続けられる
「生き生きとしたふれあいの都市・ふなばし」の実現

地域包括ケアシステムの構築
健やかで、安心して暮らし続けられる 船橋を目指して

2 船橋市の目指す地域包括ケアシステム

本市では、「地域包括ケアシステム」を実現するため、5つの基本方針として、「住まい」「予防」「生活支援」「介護」「医療」を設定し、各施策を推進します。

平成26年度より「船橋市地域包括ケアシステム推進本部」を設置し、5つの基本方針ごとに立ち上げた専門部会において、課題の整理や進捗管理など、地域包括ケアシステム構築に向けた検討を行っています。

基本方針1 住まい

住み慣れた地域で、安心して暮らせる住環境の整備

すべての高齢者が安全に安心して暮らせるまちとは、すべての市民が安全に安心して暮らせるまちといえます。

安心して生活できる住環境の整備及び確保は、高齢者が住み慣れた地域で暮らしていくための基本的な条件であり、バリアフリー化された住宅（高齢者の生活に支障のない住宅）の促進等、高齢者が暮らす住宅の改修に加え、介護老人福祉施設等の施設の整備にも取り組んでいきます。

また、高齢者が地域でいつまでも安心して暮らせるような居住支援体制を構築するため、平成29年5月に船橋市居住支援協議会を設置し、同年7月より住まい探し等の相談窓口として「住まいるサポート船橋」を開設しています。

基本方針2 予防

介護予防の推進で“健康寿命日本一のまち”

団塊の世代は、わが国の高度成長期を支えた知識や技能、経験を有しており、そうした方々と、その子供世代等さまざまな世代が触れ合う機会が増えることで、知識や技術等の伝承といった活力ある地域社会を創造することができます。

元気な高齢者も増加し、「仕事」「ボランティア」「趣味」等、心の豊かさや生きがいを求めて様々な活動を行う人々も増加しています。

要支援・要介護状態になる前の段階から効果的な介護予防を推進し、高齢者が生き生きと健やかに過ごしていくために、地域一体となって介護予防や健康づくりに対する取り組みを自主的かつ日常的な取り組みとして実践し、定着するよう周知活動を行います。

また、本市では従来の介護予防給付事業を、平成28年3月に介護予防・日常生活支援総合事業に移行し、多様なサービスを提供しています。

高齢者一人ひとりがそれぞれの生きがいを持って積極的に地域社会へ参加できるような機会や体制を構築していきます。

基本方針3 生活支援

助け合い活動などの支援体制づくりの推進

国が検討している地域包括ケアシステムのあり方においては、自助を基本としながら共助・互助、公助の順で取り組んでいくことの必要性が示されています。

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、自助、共助・互助、公助の視点から、市民・地域・行政による連携と協働が不可欠です。

そこで、友人や近隣住民、ボランティアの方々の主体的な取り組み等、隣近所の助け合いの関係が周りに広がり、民間の力を借りて様々なサービスと連携及び協力して地域を支えるような仕組みの充実を図ります。

助け合い活動などの支援体制づくりのために、平成30年度までに市内24地区コミュニティ全てに生活支援コーディネーターを配置します。また、行政が行う福祉や介護保険制度といった制度化されたサービスもこうした支援体制に加わることで、高齢者が自分らしく心身ともに安心して暮らせるようサービスの提供に努めます。

介護保険以外のサービスとして、高齢者の多様な支援ニーズを踏まえつつ、サービスを必要とする高齢者に的確にサービスが提供されるよう、様々な生活支援サービスの提供体制の整備に取り組んでいきます。

また、高齢者が生きがいを持って、地域の中や地域を越えて様々な活動をしていくためには、安心して外出でき、安全で快適に行動できるよう、公共交通機関等による移動手段が確保されていることと高齢者が移動しやすい環境が整えられることが必要です。そのため、交通が不便な地域にお住まいの方や高齢者の移動手段を確保する等、安心・安全なまちづくりの推進を図っていきます。

基本方針4 介護

いつでも安心して必要な介護サービスを利用できる体制の確立

サービスを必要とする高齢者が、いつでも安心して必要なサービスを利用できるよう、利用者の視点に立ったサービス提供体制の確立を図ります。

介護保険サービスにおいては、質と量の確保等に努めるとともに、介護保険制度の円滑な利用を促し、利用者がスムーズにサービスを利用できるよう、事業者情報の提供等に努めていきます。

また、病気を抱えても24時間365日を通じて必要なサービスを利用できれば住み慣れた地域での生活を継続することができます。ついては安心・安全な生活を営む上で必要となる、定期巡回・随時対応型訪問介護看護等の整備に取り組んでいきます。

加えて、高齢者が住み慣れた地域で暮らせるよう、地域包括支援センターの機能の強化を図ります。各日常生活圏域において地域包括支援センター等が地域ケア会議を円滑に運営することで、地域の課題を把握し、地域住民へ適切なサービスを提供できる体制を整え

ます。生活支援サービスにおいては、地域での支え合いやボランティア、NPO等様々なサービス主体が一体となることで、サービスが必要とされる高齢者の方へ提供できるよう地域ケア会議を推進し、体制づくりを進めていきます。

さらに、在宅ケア（在宅介護）を進めていくために、介護保険サービスや生活支援サービスを提供するとともに、介護をしている家族の介護負担の軽減を行う必要があり、今後、高齢者世帯の増加を踏まえ、より一層の介護者への支援を図ります。

平成37年には団塊の世代が75歳以上となり、認知症高齢者や要介護（要支援）認定者等、何らかの支援や介護を必要とする高齢者も増加することが見込まれるため、地域での見守りと支え合い、そして、関係機関の連携による認知症対策の推進を図ります。さらに、ご本人やご家族の生活の質を高め、介護の負担を減らすため、認知症の早期発見に取り組んでいきます。

基本方針5 医療

医療と介護の連携による継続的・一体的なサービス提供体制の確立

「地域包括ケアシステム」の構築のためには、住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らすことができるよう、限られた医療・介護資源を有効に活用し、必要なサービスを継続的かつ一体的に受けられることが必要不可欠となっています。

今後、医療の必要性の高い要介護者が増加する中で、在宅生活へ円滑に移行できる体制づくりと、医療が必要な重度の要介護者の在宅療養を支えるためには、切れ目のない医療と介護の連携によるサービスの提供が重要になります。

そのため、医療・介護関係団体がそれぞれ協力し、一体的な医療・介護サービスを受けられる仕組みづくりを行うことが必要となります。

医療・介護の必要性の高い要介護者の増加に対応するべく、在宅医療に関する技術力の向上及び人材の確保に努め、市民が安心して暮らせる地域づくりを進めていく必要があります。

また、リハビリテーションについては、高齢者の身体の機能が低下したときに、その機能や日常生活における様々な活動の自立度をより高めるため、サービスの充実を図っていくことが求められています。

本市では平成25年5月に医療・介護関係団体及び行政により構成された船橋在宅医療ひまわりネットワークを設立し、医療・介護その他の在宅医療に関係する方々のより緊密な連携協力体制を整備しています。

また、在宅医療に関する相談に対応するため、平成27年10月より保健福祉センター内に、在宅医療支援拠点ふなぼーとを開設しています。

3 施策の体系

本計画の目指す高齢者保健福祉・介護ビジョンを実現するための施策体系は以下のとおりです。

ビジョン	基本方針	施策群
地域包括ケアシステムの構築 <small>健やかで、安心して暮らし続けられる船橋を目指して</small>	1. 住まい 住み慣れた地域で、安心して暮らせる住環境の整備	住宅の質の向上 多様な住まいの確保 居住の支援の充実
	2. 予 防 介護予防の推進で ”健康寿命日本一のまち”	活動の場の提供 健康づくりへの支援 介護予防の推進
	3. 生活支援 助け合い活動などの支援体制づくりの推進	生活支援サービスの提供 地域での支え合い体制の確立 移動支援
	4. 介 護 いつでも安心して必要な介護サービスを利用できる体制の確立	介護サービスの量の確保 介護サービスの質の確保 多様なサービスの提供 地域包括支援センターの機能強化 認知症対策の推進 介護サービスの円滑な利用
	5. 医 療 医療と介護の連携による継続的・一体的なサービス提供体制の確立	在宅医療の推進 地域医療連携の推進 看護職の確保 地域リハビリテーションの推進 歯科口腔保健の推進

第3部 介護保険事業の現状と見込み

1 被保険者の現状と見込み

(1) 被保険者数

本市の被保険者数は、計画期間の最終年度である平成32年度に、第1号被保険者が152,803人、第2号被保険者が221,908人になると見込んでいます。

被保険者数 (人)	第6期 実績			第7期 計画			平成 37年度
	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	
総数	354,943	360,752	366,539	368,455	371,927	374,711	381,965
第1号被保険者	143,210	146,584	149,483	150,769	151,981	152,803	153,724
65～74歳	79,870	79,036	77,587	75,409	73,508	72,627	59,649
75歳以上	63,340	67,548	71,896	75,361	78,473	80,177	94,075
第2号被保険者	211,733	214,168	217,056	217,686	219,947	221,908	228,241

※各年度10月1日時点

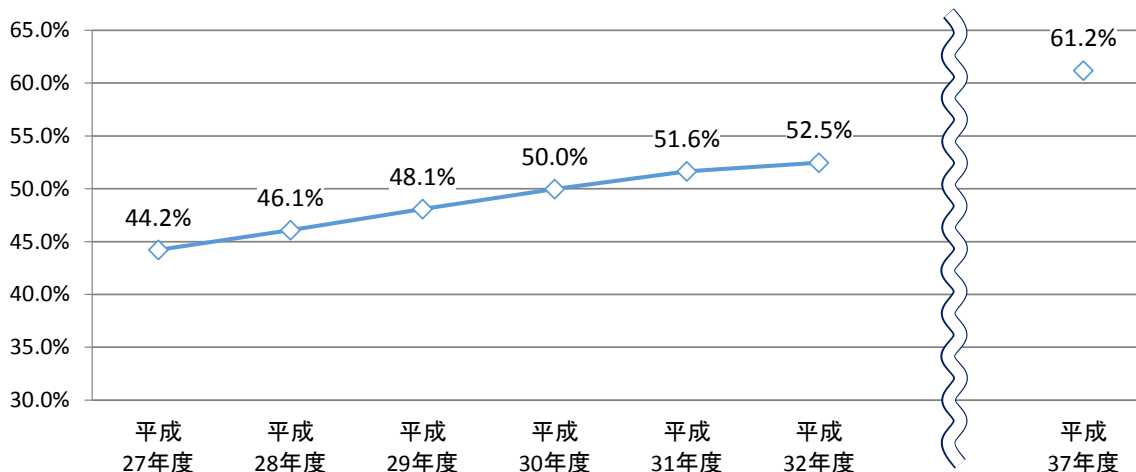
※第1号被保険者数の実績は、「介護保険事業状況報告」の各年度9月末時点の数値

※第2号被保険者数の実績は、各年度10月1日時点の住民基本台帳

※計画値は船橋市人口ビジョン策定基礎データを加工し作成

第1号被保険者に占める75歳以上の高齢者の割合についてみると、平成29年度の48.1%から平成32年度には52.5%へと4.4ポイント上昇するものと予測されます。

第1号被保険者に占める75歳以上の高齢者の割合



(2) 要支援・要介護認定者数

[推計の考え方：認定者数]

認定者数は、平成 29 年度の要介護認定者率の変化が将来にわたって一定であると仮定し、認定者率の各年度の推計値を各年度の被保険者数に乗じて推計しました。

認定者数（第2号被保険者を含む）は、平成 29 年度の 25,878 人から平成 32 年度には 29,431 人にまで増加し、第 1 号被保険者数に対する認定者率は、同期間に 17.3%から 19.3%にまで上昇するものと見込んでいます。認定者率が上昇するのは、高齢者（65 歳以上）に占める 75 歳以上の方の割合が上昇することに伴うものです。

	第6期実績			第7期計画			平成 37 年度
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	
認定者数(人)	22,959	23,981	25,878	27,043	28,253	29,431	35,569
認定者率	16.0%	16.4%	17.3%	17.9%	18.6%	19.3%	23.1%

※認定者率は「認定者数÷第 1 号被保険者数」

※各年度 10 月 1 日時点

要支援・要介護度別の認定者数については、次のとおりです。認定者に占める要介護者（要介護 1～5）の比率についてみると、平成 29 年度の 72.8%から本計画期間においては 72.4%から 71.1%の水準でやや減少傾向にあります。一方、要支援者（要支援 1～2）の比率は平成 29 年度の 27.2%から本計画期間において 27.6%から 28.9%とやや増加傾向にあります。

被保険者数 (人)	第6期実績			第7期計画			平成 37 年度	
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度		
認定者 計	22,959	23,981	25,878	27,043	28,253	29,431	35,569	
要支援 1	2,774	2,900	3,244	3,429	3,634	3,826	4,654	
要支援 2	3,076	3,155	3,785	4,046	4,366	4,693	5,948	
要介護 1	5,251	5,543	5,504	5,593	5,632	5,648	6,256	
要介護 2	3,997	4,148	4,603	4,842	5,102	5,361	6,629	
要介護 3	2,983	3,228	3,456	3,683	3,928	4,186	5,320	
要介護 4	2,611	2,730	2,932	3,122	3,286	3,445	4,271	
要介護 5	2,267	2,277	2,354	2,328	2,305	2,272	2,491	
認定者構造	要支援者	25.5%	25.2%	27.2%	27.6%	28.3%	28.9%	29.8%
	要介護者	74.5%	74.8%	72.8%	72.4%	71.7%	71.1%	70.2%

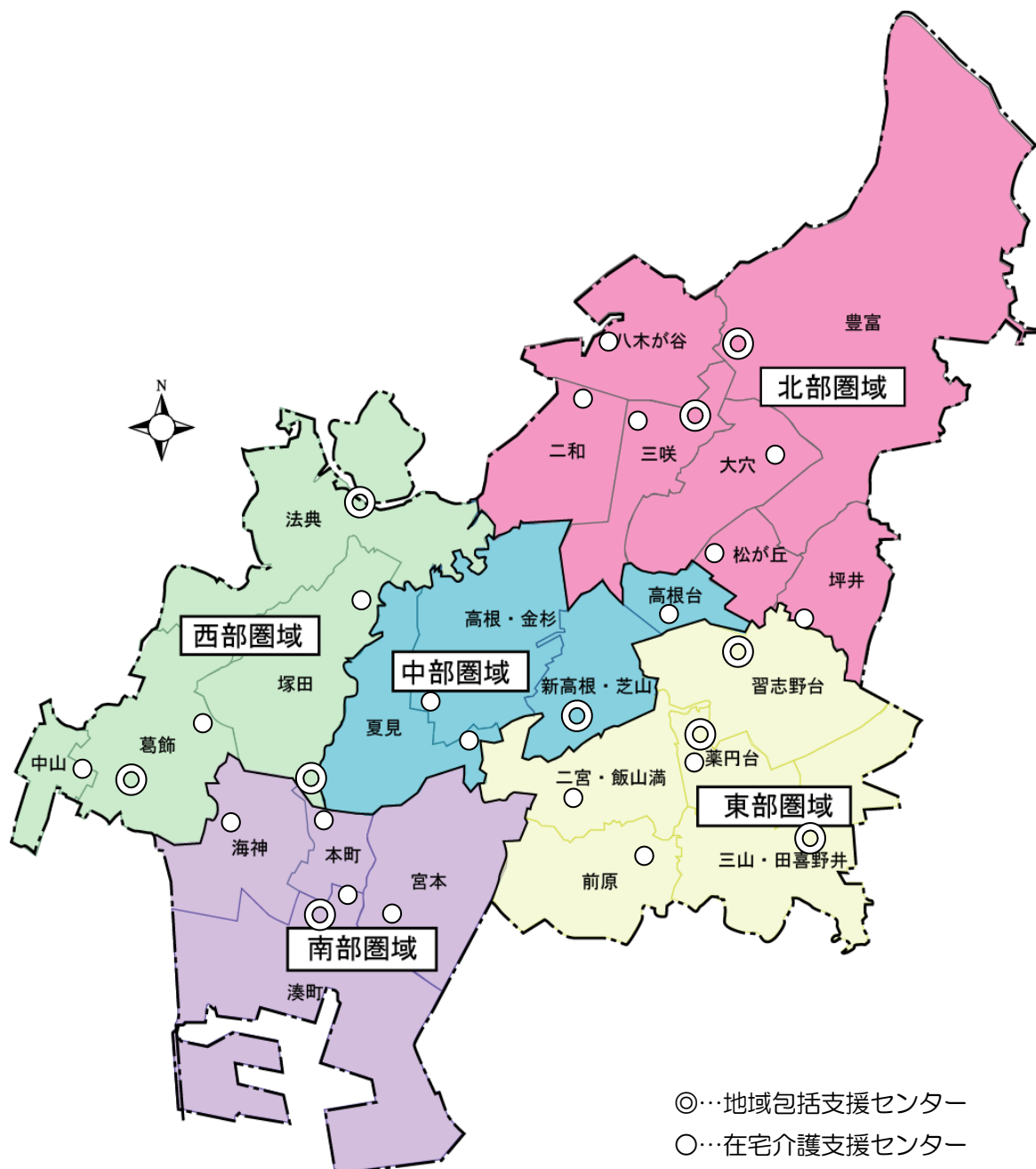
※各年度 10 月 1 日時点

2 第7期介護保険事業計画の施設等整備方針

(1) 日常生活圏域

本市は、市総合計画における行政ブロックを5つの地区（南部・西部・中部・東部・北部）で設定しています。

介護保険事業計画が調和を求められている市総合計画や地域福祉計画の地区とも一致させるために、第3期計画において5つの日常生活圏域を設定しました。



(2) 地域包括支援センターの整備方針

ア センター整備の考え方

地域包括支援センターは、高齢者のみなさんが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、介護や福祉、医療、健康、認知症のことなど、様々な相談に対応する総合相談窓口で、地域包括ケアシステムを実現する上で、中心的な役割を果たすことが求められています。支援体制の強化や相談者の利便性向上などを図るため、介護保険事業計画に整備方針を明記した上で、計画的な整備を行います。

イ これまでの経緯

第3期計画「直営5か所」

地域包括支援センターの担当区域と日常生活圏域とを一致させ、平成18年4月に5つの日常生活圏域ごとに1か所ずつ直営で設置しました。

第4期計画「直営5か所＋委託3か所」

平成23年4月に、担当地区の高齢者人口、面積及び直営センターの設置場所等を考慮して「東部」「西部」「北部」の圏域を一部分割し、それぞれ民間事業者への委託により新たに1か所ずつ設置しました。

第5期計画「直営5か所＋委託4か所」

平成25年4月に、中部圏域を一部分割し、民間事業者への委託により新たに1か所設置しました。

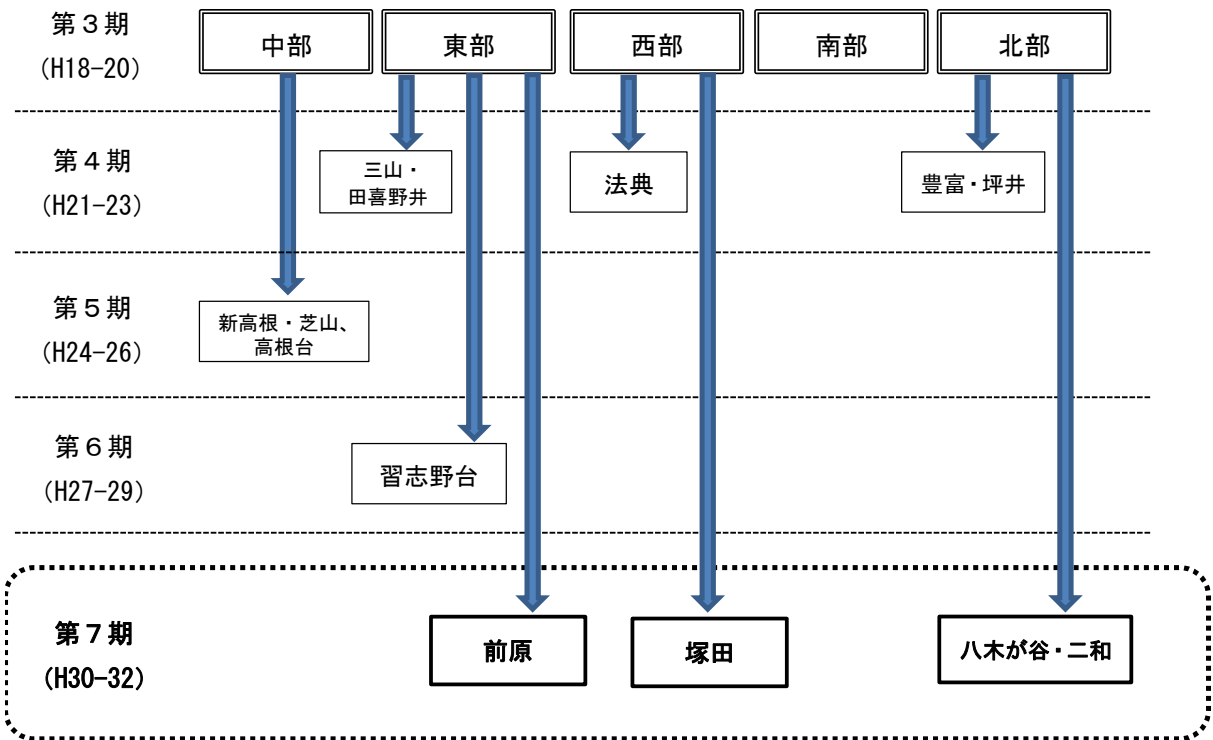
第6期計画「直営5か所＋委託5か所」

平成28年4月に、東部圏域を一部分割し、民間事業者への委託により新たに1か所設置しました。

ウ 第7期計画による整備「直営5か所＋委託8か所」

直営の地域包括支援センターが担当する地区コミュニティにおいて、既に高齢者人口が8千人を超えており、かつ将来1万人を超えることが想定される地区については、在宅介護支援センターの機能強化の観点から地域包括支援センターへ移行する必要があります。

該当する地区は、「前原」、「塚田」及び「八木が谷・二和」の3か所となります。それぞれ圏域を一部分割し、分割先を民間事業者へ委託します。平成30年度に受託法人の選定を行い、開設は平成31年4月を予定しています。



※直営5、委託8の13センター体制となります。

(3) 施設等基盤整備に関する基本的考え方

ア 施設整備の考え方

第7期介護保険事業計画では、介護が必要になっても可能な限り住み慣れた地域、居宅での生活が継続できるよう地域包括ケアシステムの構築を進めるとともに、在宅での介護が難しい重度の要介護者など、高齢者それぞれの状態に応じた多様なニーズに対応するため、第6期計画における実績や要介護認定者の増加数などを踏まえ、施設整備を進めていきます。

イ 施設等整備計画数の設定

(i) 施設別の整備の考え方

[介護老人福祉施設及び地域密着型介護老人福祉施設]

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）は、在宅における重度要介護者の入所待機の減少を図り、施設入所の必要性が高い高齢者が入所できるように整備を進めていきます。

なお、地域密着型介護老人福祉施設（定員 29 人以下の特別養護老人ホーム）については、広域型介護老人福祉施設を整備することから、本計画期間では整備数を見込まないものとします。

[介護老人保健施設]

介護老人保健施設は、在宅復帰を目指してリハビリテーションを中心としたケアを行う施設です。在宅復帰の機能を果たせるように整備を進めていきます。

[介護療養型医療施設]

介護療養型医療施設は、国において、平成 24 年度以降は新設を認めないとしていることから、新たな整備は行わないものとします。なお、現在本市に介護療養型医療施設はなく、市外施設を利用している方がいるのみとなっています。

[介護医療院]

介護医療院は、平成 30 年 4 月に新たに創設されるサービス類型です。医療療養病床等から介護医療院に転換する分は、計画数に含まないことになっているため、本計画期間では整備数を見込まないものとします。

[認知症対応型共同生活介護]

認知症対応型共同生活介護（グループホーム）は、住み慣れた地域の中で継続的な生活を送ることができるようにすることを目的とした地域密着型サービスに位置付けられ、認知症高齢者支援の一環として重要なものであることから整備を進めていきます。

[特定施設（混合型）]

要介護度の低い高齢者の中にも施設介護を希望する方がいる現状を踏まえ、高齢者の心身の状態に応じた多様な住まいの一つとして特定施設の整備を進めていきます。

(ii) 施設別整備計画数

施設別の整備の考え方を踏まえ、整備計画数については次のように設定します。

介護保険 3 施設及び居住系サービス整備計画数

(単位：床)

	第 6 期末 整備済 予定数	第 7 期整備計画数				第 7 期末 整備済 予定数
		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	計	
介護老人福祉施設 (広域型)	2,186	0	290	0	290	2,476
介護老人福祉施設 (地域密着型)	78	0	0	0	0	78
介護老人保健施設	1,515	0	100	0	100	1,615
介護療養型医療施設	0	0	0	0	0	0
介護医療院	0	0	0	0	0	0
小計	3,779	0	390	0	390	4,169
認知症対応型共同生活 介護（グループホーム）	836	0	0	54	54	890
特定施設入居者生活介護 (介護専用型)	70	0	0	0	0	70
特定施設入居者生活介護 (地域密着型)	87	0	0	0	0	87
小計	993	0	0	54	54	1,047
合計	4,772	0	390	54	444	5,216
特定施設入居者生活介護 (混合型)	1,000	0	0	70	70	1,070
総合計	5,772	0	390	124	514	6,286

(iii) 施設・居住系以外の地域密着型サービス整備計画数

※整備数は目標値であり、それ以上の整備を制限するものではありません。

[定期巡回・随時対応型訪問介護看護] (第6期末整備済予定数 8事業所)

重度者をはじめとした要介護認定者の在宅生活を支えるためには、今後介護サービスと看護サービスを包括的・継続的に提供できるような体制を整える必要があります。

現在、市内全域でサービスを提供することが可能となっておりますが、随時の通報に迅速に対応するためには、事業所が近距離にあることが望ましいことから、平成32年度までに、2事業所の整備数を設定します。

[夜間対応型訪問介護] (第6期末整備済予定数 1事業所)

夜間対応型訪問介護サービスは、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の整備計画に重点を置くことから、本計画期間においては整備数を見込まないものとします。

[認知症対応型通所介護] (第6期末整備済予定数 6事業所)

認知症対応型通所介護は、認知症の方やその家族の在宅生活を支えるために今後も事業整備を推進していきます。平成32年度までに3事業所の整備数を設定します。

[小規模多機能型居宅介護] (第6期末整備済予定数 10事業所)

小規模多機能型居宅介護は、訪問・通い・泊りを組み合わせ柔軟性のあるサービスを包括的に供給することにより、在宅要介護者の居宅生活を支えるものであることから、今後も事業整備を推進していきます。平成32年度までに3事業所の整備数を設定します。

[看護小規模多機能型居宅介護] (第6期末整備済予定数 0事業所)

医療ニーズの高い在宅要介護者に、看護サービスと介護サービスを組み合わせ、より利用者ニーズに対応したサービスを提供できるよう、小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせた看護小規模多機能型居宅介護については、平成32年度までに2事業所の整備数を設定します。

[地域密着型通所介護] (第6期末整備済予定数 86事業所)

介護保険制度の改正により、平成28年4月1日より、定員18人以下の小規模な通所介護事業所が地域密着型サービスに位置づけられ、地域密着型通所介護となりました。

市内に86事業所が整備済であることから、本計画期間においては整備数を見込まないものとします。

(iv) その他の施設について

[養護老人ホーム]

養護老人ホームは、入院を必要としない健康状態であるものの、やむを得ない事情で在宅生活が困難な方のための施設で、要介護状態になっても暮らし続けられるような体制を整えており、1施設が整備されています。本計画期間においては、整備数を見込まないものとします。

[軽費老人ホーム]

軽費老人ホームは、身体機能の低下があり、また高齢などのため独立して生活するのに不安が認められる方で、家族による援助を受けることが困難な方のための施設で、8施設が整備済です。本計画期間においては、整備済の施設によって利用に対応できているため、整備数を見込まないものとします。

[老人福祉センター]

現在、船橋市内には5つの行政ブロックにそれぞれ一つずつ老人福祉センターが設置されています。本計画期間においては整備数を見込まないものとします。

3 介護保険財政と介護保険料

(1) 総給付費見込額

平成30年度から32年度までの3年間及び平成37年度は、下表の金額となる見込みです。

(単位：千円)

	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	計 (第7期期間)	平成 37年度
総給付費	35,743,594	37,110,012	39,610,873	112,464,479	46,002,727

※この他に、特定入所者介護サービス費、高額介護サービス費、審査支払手数料、市町村特別給付、地域支援事業等を加えた額を基礎として、介護報酬等が確定後、最終的な推計を行います。

(2) 第1号被保険者の負担割合

標準給付費見込額のうち第1号被保険者の負担分(27%)、地域支援事業費のうち第1号被保険者の負担分(23%)と調整交付金が5%に満たない分(4%)となります。

(3) 保険料基準額（月額）

予定保険料収納率、市の保険料段階設定に応じた所得段階別加入割合補正後の被保険者数を反映し、保険料の基準額を算定します。所得段階別加入割合補正後の被保険者数とは、所得段階別加入人数を、各所得段階別の負担割合で補正したものです。

平成30年～32年までの保険料基準額

保険料基準額（月額）（円）	月額 5,000 円後半
---------------	--------------

平成37年度の保険料基準額

保険料基準額（月額）（円）	月額 7,000 円後半
---------------	--------------

※（1）から（3）の上記の数値については、現段階での推計値となっています。